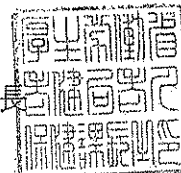




老老発第 0804001 号
平成 20 年 8 月 4 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



「介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について」の
一部改正について

平成20年4月1日に「診療報酬の算定方法を定める件」（平成20年厚生労働省告示第59号）等が適用されたことにかんがみ、「介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について」（平成12年3月31日老企発第59号）の一部を別紙1のとおり改正するとともに別記様式及び別表を別紙2のとおりとするので、御了知の上、管内市町村（政令指定都市を含む。）、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。